

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No.9)

1 日 時 令和5年7月13日(木)
午前10時00分 開会
午前11時05分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	西 田 一
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

総合保健福祉センター担当理事	古 賀 佐代子	総 務 部 長	星之内 正 毅
総 務 課 長	小 河 浩 介	障害福祉部長	西 尾 典 弘
障害福祉企画課長	樋 口 聡	健康医療部長	河 端 隆 一
地域医療課長	木 村 亮	健康推進課長	上 野 朋 子
子ども家庭局長	小笠原 圭 子		外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	有 永 孝	委員会担当係長	梅 林 莉 果
---------	-------	---------	---------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第139号 子供の歯科矯正における保険適用の拡大について	継続審査とすることを決定した。
2	障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正について	保健福祉局から別添資料のとおり報告を受けた。

8 会議の経過

○委員長（村上直樹君） それでは、開会いたします。

本日は、陳情の審査を行った後、保健福祉局から1件報告を受けます。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第139号、子供の歯科矯正における保険適用の拡大についてを議題といたします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

（文書表の朗読）

それでは、本件について当局の説明を求めます。地域医療課長。

○地域医療課長 ただいまの陳情に対しての説明をさせていただきます。

歯科に係る保険診療としましては、歯や口くうの疾患に係る診察や、異常の有無を確認するための検査、歯並びが悪くて磨き残しが多い部位がある場合の口くうケアに関する指導等が行われているところでございます。

一方で、歯科矯正治療につきましてですが、審美的、美容的要素が大きいため、原則として保険適用外となりますが、厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合、かみ合わせの異常が認められる場合などに限りまして保険診療の対象とされているところでございます。

この歯科矯正治療の保険適用の範囲につきましては、治療の安全性や有効性等の観点から、国の中央社会保険医療協議会で検討が行われております。直近では、令和4年度の診療報酬改定で2疾患が追加されまして、対象疾患は、先ほど59疾患と御説明がございましたが、今現在、61疾患に拡大されているところでございます。そういう状況ではございますけれども、陳情にございますS G A低身長症はこの61疾患の対象にはなってございません。

御要望の、子供の歯科矯正治療に健康保険を適用することにつきましては、健康保険制度が全国統一の仕組みでございますことから、本市のみ健康保険の適用範囲を広げることはできない状況でございます。また、子供の医療費支給制度の助成につきましても、保険診療に係る医療費の自己負担額の全部または一部を年齢に応じて助成することとなっております。

子供の頃からの良好な歯や口くうの成長は大変重要であると考えておりまして、また、子供の歯科矯正治療に健康保険が適用されるということは自己負担の軽減にもつながっていくもの

と考えております。そうした状況でございますので、先ほどの繰り返しになって恐縮でございますけれども、歯科矯正治療の保険適用範囲につきましては、国の中央社会保険医療協議会におきまして関係学会等の意見を踏まえて検討されているところでございまして、本市としてはこの動きを注視してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対して質問、意見を受けますが、陳情項目のうち意見書の提出を求めるものについては、それに対する御意見などがあればお願いいたします。

なお、当局の説明の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 現在、市内にSGA低身長症の子供さんがどれぐらいいらっしゃるかというのを把握されているかどうか、教えてください。それが1つ。

それから、SGA低身長症と歯のかみ合わせの関係について、今61疾患と言われましたけど、厚生労働大臣が認めている疾患については、それが原因で歯のかみ合わせが悪い場合は保険適用になるんでしょ。現在、このSGA低身長症はその対象になっていないわけですけど、歯のかみ合わせとの関係について、どういうふうになっているかというのを教えていただきたい。

それから、59疾患から61疾患に増えましたということですが、今後、このSGA低身長症を含めて新たに保険適用される疾患が検討されているとすれば、市として、国のそういう見解について何か把握されていれば教えてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 お答えいたします。

まず、市内のSGA低身長症の患者数につきましてですけれども、先ほど話がありましたが、保険適用になっているものではございませんので、全てを把握することは今できていないというような状況でございまして、それを把握しようとする、多分、各病院さんにカルテを一つ一つめくっていただいて確認していただくしかないのかなと考えております。

2つ目、SGA低身長症と歯のかみ合わせの関係についてのエビデンスですけれども、正直なところを申し上げて、現時点で我々のほうで把握しているものは特にございませんし、国のほうでもなかなかそういうのはないんじゃないかというふうに理解をしているところでございます。

最後に質問がございました今後の疾患の追加に関してですけれども、こちら、SGA低身長症について何かというのは特に把握はしていないと承知しておりますけれども、医学的、科学的エビデンスがありましたらその都度疾患が追加されていくと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。国の動向をしっかりと注視していくということなんですが、

この陳情の内容をお伺いすると、やっぱり何らかの形で対応できないかなという気持ちになるわけですが、社会保険の診療報酬の適用を北九州市だけするというわけにいかないというのはもちろん分かるんですけど、市として一定の助成か何かを検討する余地はないかというのをお尋ねしておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 保険適用につきましては、先ほど委員がおっしゃられたとおり、市独自で何かするというのはなかなか制度の性質上難しいというところでございます。そういう状況でございますので、市としては、繰り返しになって恐縮ですが、国のそういう状況というのを見守っていくしかないのかなと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 制度のいろんな問題があるんで、分かりましたが、何らかの形で、保険適用はできないにしても、助成の制度、市としての助成が検討できればと思いますので、これは要望しておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。日野委員。

○委員（日野雄二君） この陳情ですけど、子供の口くう、口の健康、これは一生関わってくる問題。そして今、北九州の虫歯の保有率、虫歯にかかっている、それも大きな課題でもありますし、そんな中、フッ化物塗布とフッ化物洗口、これもしっかりやれと言っている中、このお母さんの困った気持ちがこの文章の中には本当に切実に表れていると思うんですが、いろんな病気が口の中から、肺炎も歯槽のう漏から起きる、どんどん高齢者の肺炎も進んでいます。コロナだけではなくて、虫歯から、口から肺炎、要するに1番の死因になる肺炎になるわけで、今、コロナもどこかに行ったようなことを言っていますが、いっぱいかかっていますよね。これだけお金もかかる、そんな治療が、私は歯科診療のことでいろいろ、今、自民党・無所属の会も西田委員をはじめしっかり要望してまいるんですけども、私も、現実こういう病気があることは知りませんでした。こんなことあるんだなあと思っていますし、高齢者にとってインプラントの保険適用がないということも、やっぱり健康は口からですよ。これも、私は厚生労働関係の国会議員にインプラントの保険適用をせんかと言っているんですけど、なかなか進みません。

これは市の健康寿命を延ばすということも含めて、併せて口の中の健康、これをしっかり考えないと、国がやっていませんから何もできませんではあまりにも、北九州の今の市長は厚生労働省出身でしょう。専門分野じゃないか、それについてどう思う。国がやっていないから何もできません、これでは答えにならないじゃないか。答えて。

○委員長（村上直樹君） 健康推進課長。

○健康推進課長 歯と口の健康について御回答いたします。

虫歯であるとか歯周病による歯の喪失というものが全身の健康に影響してくるといえるのは、

確かにそのとおりであります。健康寿命の延伸のためにも口くう保健の推進をしているところでございますけれども、このお子さんのようにSGA低身長症に限らず、お子さんによって歯並びであるとか歯の生え方にそれぞれ特徴があると思っております。

虫歯の予防につきましては、今年度、全小学校を対象に歯磨きの指導、もし磨き残しがある場合についても全小学校でフッ化物洗口を行っておりますので、今、保険適用がないという状況もあるんですけれども、そういった形で虫歯の予防などについては対応できるようにということをやっているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） 答えになっていない。子供の医療費は無料なんでしょう。私は詳しくは分かんないけど。そんな中、こんな100万円も。我々もインプラントを勧められていますけど、20万円も30万円も1本でかかって、できるんですかと。だから、保険適用になれば6万円、7万円のできるものを、歯科医療というのは身近なものなんです。だから、現に歯からいろんな病気になっているというのを歯科医師から聞くわけですよ。子供もこうなんですから、子供のフッ化物塗布も1歳からやれと言ってもなかなかしない。虫歯、歯槽のう漏をはじめもろもろの口の中の健康を考えないと将来大変なんですよということを行っているのにもかかわらず、今回こういうものを突きつけられて、いや何もできませんでは、あまりにもこの陳情に対して失礼ではないかと私は思うけど、部長はどう思うの。

○委員長（村上直樹君） 健康医療部長。

○健康医療部長 歯と口くうの健康づくりにつきましては、しっかり対応していくと考えております。この陳情に関しまして、健康保険適用と市の助成ということで御要望がありますけれども、健康保険につきましては、先ほど申し上げましたけども、国のほうでしっかりとエビデンスを持って検討されていると承知をしております。また、様々な疾患がございますので、どのような疾患につきましてどのように助成といいますか支援していくかというのは慎重に検討してまいりたいと思っておりますので、今後ともしっかり考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 日野委員。

○委員（日野雄二君） この程度ができないようでは、市長は厚生労働省出身の市長と威張るなと。私はそういう分野の専門家ですから、いろんなことができますと。やってもらおうじゃないか。北九州は医療・介護・福祉の先進都市なのに、この問題も真剣に取り組んでやっています、動きました、成果を出しました、期待しております。終わります。

○委員長（村上直樹君） ほかにありませんか。井上委員。

○委員（井上しんご君） それでは、お伺いします。

歯医者さんとかと話をすると、一般的に歯並びとかかみ合わせが悪いと虫歯のリスクも高まると言われています。磨きにくいということもありますし、かんでいなければ、かんでいない

部分に食べかすが残ってしまうと。今回、歯科の矯正のことですけれども、自分も子供のときに歯科矯正をされていて、大変だったなという感じなんですけれども、結果として多少は改善されたと思っております。それは自己負担があったか分からないんですけども、やはり今でも歯科矯正というのは結構高額なお金がかかると。先ほどの議論の中でも、かみ合わせや歯並びが健康とか片頭痛とかそういう原因にもなりがちだということで、それを直したいけども、この負担はという部分でちゅうちょする、でも我が子に対してはという部分でジレンマがあると思うんですね。ですから、これは本当に保険適用なり検討していく必要があると感じています。

先ほど課長さんの答弁の中で、全国一律の医療制度なので市独自で保険適用は難しいということで、市独自での個別の助成をという話だったんですけども、一方、先ほど国の中央社会保険医療協議会で議論ということなんですけれども、そこでの議論を待ちたいと。市として、今回陳情にあったように、こういった部分での負担が大きくて、我が子のいろんな病気の原因になると言われている歯並びや歯科矯正の助成について、市からそういった審議会とか国に対してこういう意見がありましたということでの紹介とか意見要望を行うルートがあれば、こういう形で市民の方が困っていますと、何とか早く保険適用できないかということで伝えてほしいと思いますが、この点について1点伺います。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 国の中央社会保険医療協議会に市から意見を言ってほしい、言えるのかどうかという御質問だというふうに理解しておりますけれども、国の中央社会保険医療協議会は、いわゆる関係学会の先生方や医療保険の保険者なんかは構成員となっているところでございまして、そういうところに対して、市として働きかけするというのは直接的には難しいのかなと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 学会は難しいけど、厚生労働省とかそういう、要は国のいろんな事業を受けていますよね、それで国から市へいろんな通知が来たりとかして、それに対してこういう課題が現状ありますよというのを、さっきの審議会じゃなくても厚生労働省とかに言うルートはないんですかね。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 どこまで正式なルートでやるかというのはありますけれども、厚生労働省に対して、そういう話があったと、今回こういう陳情もございましたというところを担当ベースとかでお伝えすることはもちろん可能ではございますし、どこまでそれを組織的にやるかというのはありますけれども、そういうことは可能ではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） まずは担当者同士だったら、話しやすい部分もあると思います。自分

も市民の方から相談があったときに、国の案件かなという場合は、取りあえずパソコンで窓口を調べて電話して、北九州市議会議員ですということ、こういう声があったんで何とかありませんかみたいな、すぐできないことが多いでしょうけども、それは意見として承りますという形で一応国は聞いてくれています。僕じゃなくても、多分、庁内からでも、電話すれば話は多分聞いてくれると思うんですけども、ぜひそういった部分でも言ってほしいということを要望します。

それと、先ほども議論のあったように、武内市長は厚生労働省出身で、先ほど言った審議会、学会とか、そういったメンバーとか教授とかとルートを持っていると思うんですね。ですから、市長の人脈も北九州市の人脈と財産だと思しますので、原局から言うルート、プラス、市長が厚生労働省時代に培った人脈とかあらゆる学会とか、そういったのを決定する権限がある人たちに、こういった声が市民の方からあったということ、ぜひそういったルートもフルに活用してもらいたいと思っております。これはぜひ市長に相談してほしいと、上司と部下の関係ですからできると思うので、この点を聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 そうしたことも含めて、こういった形で厚労省に対して伝えていくかというのは検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。ぜひ原局からも、何とかしたいけどお金がかかるという苦しい部分があると思います。ですから、そういった苦しいという声をぜひ市長からも伝えてもらいたいというふうに要望しておきます。

それから、陳情に挙がっている国への意見書の提出については、先ほど委員長から言われたように、委員会での判断になるということでしたので、もし正副委員長のほうでこういった提案があれば、私も賛成したいと思います。意見です。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。金子委員。

○委員（金子秀一君） すいません、先ほど荒川委員の答弁の中に、市内のSGA低身長症の方の人数を把握していないというお話だったんですけども、これは調べることはできないんですか。

また、このSGA低身長症の症状だけではなく、いわゆる保険適用がなくて困っている疾患が市内でどれぐらいあるのかというのは調べることができるのかできないのか、教えていただければと思います。

○委員長（村上直樹君） 地域医療課長。

○地域医療課長 そうした保険適用になっていない方々の実態を把握できないかどうかという御質問だったと思いますけれども、先ほども申し上げたとおり、多分、医療機関に対して一つ一つカルテを引っ張り出していただく必要があるかと思っておりますので、医療機関に与える負担

感と、どういった疾患、今回のSGA低身長症だけでやるのか、ほかの疾患もどういったものを調べていくのか、そういうことも慎重に検討していく必要があるのかなと考えておりますけど、お金と時間をかければできないことはないと思いますけれども、そういった費用対効果というか、そういうものをしっかり考えていかないといけないかなと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）費用対効果を上げるためには、やっぱりエビデンスが必要じゃないかなあと思います。大人の矯正の話は別として、子供の矯正についてはやはり進めるべきじゃないかなと個人的には思っていて、その部分で地方から声を上げるという部分で、やはり子供の経済格差の部分で将来が決まるようなことがあってはいけないと思うので、調べる手段をぜひ何か検討していただきたいなと思います。その上で、国への要望をしないといけないことであれば、私もしっかり勉強させていただかないといけないかなと思いますので、それについて何か答弁がありましたらお願いします。

○委員長（村上直樹君）健康医療部長。

○健康医療部長 先ほど課長が説明しましたように、保険適用外の疾患につきまして実態を調べるのはなかなか厳しいところがありますけども、どのようにしたらいいかということは検討してまいりたいと考えております。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ぜひよろしくをお願いします。私は以上です。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）今、金子委員の質問との関連ですけども、答弁の中で気になるのは、費用対効果という言葉が言われましたけど、ちょっと解せないんですけど、どういう費用対効果を言われているのか。

それと、医療機関の負担と言われましたけど、こういう要請は医療機関はしっかり受けるんですよ。本当に困っている方がおられたら動きますよ。まずやってみてください。医師会に依頼してみてください、動きますから。ぜひお願いします。

費用対効果ってどういう意味ですか。

○委員長（村上直樹君）地域医療課長。

○地域医療課長 費用対効果の意味というところですけども、まさに先ほど話がありました医療機関の負担と、それをすることに伴いどういった効果が得られるか、その後のことを考えたときの効果というか、そういったこととの関係を費用対効果という形で表現させていただきましたけれども、言葉が不適切だったかもしれませんけれども、そういうものだというふうに理解いただければと思います。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）この対応は、費用対効果なんて考えたらできませんよ。その考えはやめたほうがいいです。だってそうでしょう、費用対効果を追求していたら全然前へ進まないですから。そうじゃなくて、そういったことを言う前に、まずはこの切実さを我々が理解して、何ができるかというところで考えていかないといけないと思うんですよ。そういったところは行政だけではできない、だから、医療機関にもしっかりと要請する。やれば応えます。医療機関を信頼して、ぜひやってみてください。私も医療機関にいましたから、こういう要請が来たら協力しますよ。信頼していただいて、前に進めていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（村上直樹君）要望でいいですか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）はい、要望です。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見。西田委員。

○委員（西田一君）SGA低身長症の方は、前半のホルモン注射を続けているというところまでと、今娘さんが8歳となって、歯科健診でかみ合わせを指摘されたと、科学的な因果関係というのはあるんですか。このSGA低身長症になれば顎が発達しなくて歯が入り切らなくてかみ合わせが悪くなるという因果関係はあるんですか。

○委員長（村上直樹君）地域医療課長。

○地域医療課長 その因果関係は、そういう意味では科学的に医学的に多分エビデンスがなかなかない部分の一つではないかと考えております。以上です。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）課長の考えではなくて、SGA低身長症と歯の健康な発育が、SGA低身長症になると、こういうふうに歯が悪くなるというエビデンスはないんですか、あるんですか。課長の判断じゃなくて。

○委員長（村上直樹君）地域医療課長。

○地域医療課長 すいません、我々の調べた限りにおいては、そういうものは見つかっていないというふうに理解している状況です。以上です。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）市で調べた範囲では因果関係は見つかっていないということになると、この陳情のロジックがちょっと変わってくるのかなあと思うんですが、例えば、うちの議会の受理年月日が3月6日になっていますよね。多分そんなにタイムラグなくそちらにこの陳情がありますよというのは伝わっていると思うんですが、エビデンスがない、つながりがない、因果関係がないということになると、どうなのかな、陳情者に対してもうちょっと違う形で陳情を出し直してもらおうとかいうことも考えないといけないのかなあと思うんですが、私の今の考えに対して、何か参考までにお考えがあればと思うんですけど。

○委員長（村上直樹君）地域医療課長。

○地域医療課長 一般的な話になってしまうかもしれませんが、仮に、ある特定の疾患

とかみ合わせとの因果関係、エビデンスがあるのであれば、先ほど申し上げたような厚労大臣が定めた疾患に起因したものになってくるのではないかと考えますので、今そういう状況になりというふうになっている状況からすると、そういったエビデンスはないのかなと考えております。まさにエビデンスがあるかどうかすら分かっていないような状況ですので、国の中央社会保険医療協議会で議論、検討が進められているという状況なのかなというふうに理解しております。以上です。

○委員長（村上直樹君）総務課長。

○総務課長 地域医療課長がお話ししましたがけれども、陳情が出て、いろいろこちらでも調べましたがけれども、先ほど申し上げたように因果関係がはっきり見つけられないと。逆に、絶対因果関係がないんだということも言えないところもございまして、この陳情の御説明を考えたところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）例えば、御本人さんに連絡を取って、だから、多分、低身長症と歯科医、2つ病院にかかっているんじゃないかなあと思うんですよね。その病院に直接この子のことについて問合せするというのは市としてはできないんですかね。

○委員長（村上直樹君）総務課長。

○総務課長 陳情された方とよくお話をして、そういったことを御了承いただいてというふうにどんどん話を進めていけば、可能なケースがあるかもしれませんが、そこまで相手の方と情報共有とか意見交換とか、そういったものを事前にこの委員会の前にはございません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）業務御多忙とは思いますが、一度連絡を取っていただいて、例えばかかりつけ医に事情を聞いてみるとか、そういったこともできるのであればしていただけないかなと思うんですけれど、いかがですか。僕がやってもいいけど。

○委員長（村上直樹君）地域医療課長。

○地域医療課長 そういったことも含めて、どういうことができるかというのは検討してみたいと考えます。以上です。

○委員長（村上直樹君）西田委員。

○委員（西田一君）こういった陳情が出てくるたびに、個別具体的にきちんと関わって、何か解決策はないか、打てる手はないか、いつもそこは心を砕いていただきたいなと思います。要望です。以上です。

○委員長（村上直樹君）ほかにありませんか。小宮委員。

○委員（小宮けい子君）小学校の歯科健診でこの方はかみ合わせを指摘されたということですが、この歯科健診の中で、虫歯以外にかみ合わせとか歯肉炎とかも指摘して保護者に伝えると

というような形になっていると思うんですけど、その中で、かみ合わせを指摘されて病院に行っても、結局、今までのお話でいくと、その治療はもう保険外という形しかないということですよ。となったときに、やはりすごく経済格差がそこに表れてくると思うんです。学校で指摘されて病院へ行く、しかしそれは治療できない、また、治療できる子はいる、それで、口の中、歯のケアがうまくいくという、それをなくしていく。学校でせつかくこれを指摘するのであるならば、ぜひこのかみ合わせを指摘された子供たちのケアができるような形、今の流れの話では、市では無理というふうなことでしたけど、それを結局日本中の小学校の歯科健診ではそういうことをやって出しているわけでしょう。

だから、そういうふうなところも含めて、やはり国としてしっかりと歯科健診で上がってくる子供たちのかみ合わせの不都合さというところに対応していくというふうなことをぜひ考えて、上げていていただきたいと思います。要望です。

○委員長（村上直樹君） 要望でいいですか。小宮委員。

○委員（小宮けい子君） 何か答弁していただけるならお願いしたい。

○委員長（村上直樹君） 総務部長。

○総務部長 今、小宮委員から御指摘がありましたように、実際、歯科健診での診断が出て、こうですと保護者の方に渡すところで、いろいろな指摘があるわけなんですけれども、歯列の矯正については、御案内する紙の下に、こちらは保険医療でなく自費なんですよということを、ある意味丁寧といいますか、わざわざ書いているわけですね。まさに今言われましたように日本中の問題といいますか、歯科健診で、虫歯であれば保険が適用されて、受診してくださいという案内をしている中で、歯列については自費ですというところで、やはり私たちも矛盾といいますか、指摘をしているのにここは自力でというようなところがございまして、この分野は保健福祉局、そして学校の場合であれば教育委員会、様々な部分にまたがりますので、よく教育委員会とも情報だったりいろんな課題を共有しながら、日本中で起きている問題ということは、まずはやはり国に働きかけというのをいろんな場で考えていきたいと思っております。

それと、今までも議論がございました陳情者の陳情に至った思いですとか背景ですとかそういったところで、陳情の文面だけでは少し執行部として理解が届かないようなところが今後ありましたら、西田委員からも御指摘がありましたけれども、一応陳情という形で出ておりますので、議会事務局とよく相談して、どういった形でより正確に状況をつかめるのかということは今後もよく注意してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 小宮委員。

○委員（小宮けい子君） よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか、よろしいですか。

ほかになれば、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、本日の報告に関係する職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、保健福祉局から、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正について報告を受けます。障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 それでは、御説明申し上げます。

お手元のタブレットに配付しております報告資料、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例、いわゆる障害者差別解消条例の一部改正について御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。

1、条例改正の趣旨について御説明いたします。

北九州市では、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、また、障害者差別に関する相談体制や紛争解決に向けた手続等を定めた障害者差別解消条例を、平成29年12月に制定しております。令和3年5月に法改正されまして、改正法の施行日が令和6年4月1日と政令で定められました。北九州市の条例につきましても、法の改正を受け、必要な規定の見直しを行う予定であります。

次に、資料中ほどの2、条例改正の方向性について御説明いたします。

障害者団体との意見交換の結果なども踏まえ、条例の改正につきましては、後ほど御説明いたします法や、法の基本的な考え方を示す基本方針の改正内容及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の内容から、条例に反映すべき事項について、条文の改正や新たな整備を行う方向としております。

続きまして、(1)法の改正の内容について御説明いたします。

法につきましては、大きなところとして、イにございます事業者における合理的配慮が義務化されたほか、アの障害者差別の解消に係る施策を推進する上での国と地方公共団体の連携協力、ウの障害を理由とする差別に関する相談に対する人材の育成、エの地方公共団体に対する相談事例の収集、整理及び提供の努力義務の追加などについて改正されました。

続きまして、(2)になります。

(2)基本方針の変更内容につきましては、行政や事業者による差別解消の取組を促進するために、ア、不当な差別的取扱いと合理的配慮についての具体的事例の追加や、混同を招きやすい合理的配慮と環境の整備について改めて認識していただくための、イ、合理的配慮の提供と環境の整備との関係についての説明・事例の追加などとなっております。

2 ページを御覧ください。

(3)になります。(3)障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法について御説明いたします。

同法は、障害のある人による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会を実現するため、令和4年5月に施行されました。同法の基本理念においては、障害特性に応じた手段の選択や、地域に関わらずひとしく情報の取得等ができること、同一の情報を同一時点において取得できることなどが定められております。この障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法につきましては、法が規定する環境の整備や合理的配慮のうち、情報保障に特化した内容を規定するものとなっております。

続きまして、3、主な検討事項について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました法や基本方針の改正内容、また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえ、条例の改正に当たっては、以下の(1)から(5)の事項を検討してまいります。

バリアフリー化などの不特定多数の障害のある人を対象として行われる環境の整備と、求めに応じて個々の障害のある人に対して行われる合理的配慮の違いについて、事業者による混同、誤解を防ぐため、(1)環境の整備に係る定義、規定の追加を行うこと、また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に関して、条例においては、制定当初から、合理的配慮の提供のためには障害のある人との建設的な対話が必要となることから、障害特性に応じた手段の選択に関する条文を制定時より既に規定しております。

障害のある人に対し情報保障を行うことは、障害のある人が安全・安心して日常生活や社会生活を営む上で最も重要な社会的障壁の除去の一つであると考えられることから、(2)障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念に規定されている、地域に関わらず同一の情報の取得、同一時点で同一の情報取得といった事項を条例の基本理念に追加すること、1つ飛ばしまして(4)になりますが、事業者が実施する合理的配慮の提供については現行の努力義務規定から法的義務へと改正すること、そのほか、障害者差別に取り組む上での(3)市と国との連携協力や、(5)専門相談員の育成に係る条文の改正を行うこととなっております。

次に、4、これまでの検討経過について御説明いたします。

(1)障害者差別解消支援地域協議会においては、令和3年度から、障害者差別解消のこれまでの取組の評価や条例改正に向けた課題の整理、法の改正内容に沿った新たな取組、また、条例改正内容等の検討を実施しています。

(2)障害者団体との協議については、北九州市障害福祉団体連絡協議会や北九州市聴覚障害者協会と、条例改正の方向性や検討事項について議論を行い、条例改正に対する団体の意向確認を実施してまいりました。

続きまして、5の今後のスケジュールにつきましては、7月24日に、附属機関である障害者施策推進協議会へ、条例改正の方向性や主な検討事項についての諮問を予定しております。同

協議会より答申を受けた後に、10月にパブリックコメントを実施する予定となっております。パブリックコメントの実施前及び実施後におきましては、当常任委員会にて再度御報告をさせていただきたいと思っております。改正議案につきましては、2月議会に提出し、御審議を賜りまして、御承認いただければ、令和6年4月より改正条例の施行を行うことを予定しております。

以上で障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○委員長（村上直樹君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） これまでの検討経過のところ、北九州市障害福祉団体連絡協議会と令和5年2月と4月に協議を行ったと、それから、聴覚障害者協会とは5月に1回協議をしたということですが、障害者施策推進協議会に7月24日に諮問をして8月の下旬に答申を受けると、期間が短いような気がするんですけど、十分に審議ができるんですかね。事前に関係団体とは協議しているということではありますけども、そこがちょっと気になるところです。

それから、本市において、いわゆる救済機関がありますよね。条例で救済機関が設けられていると思うんですけど、これまでの活動状況、協議の経過とか、もしあれば教えていただきたい。以上です。

○委員長（村上直樹君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 御質問としていただいたのは、今回の諮問、答申までの期間が1か月と短いといったところと、あともう一点が、条例の救済機関の相談状況ということについてお答えいたします。

まず、諮問の期間になりますけども、委員の御指摘のとおり、実は障害者団体と、各団体、障団連を含めて事前に様々な協議をしておりまして、内容につきましても細かな説明を行っているところであります。ただやはり、こういった協議会に諮って諮問、答申という形を取るところもございますので、当日の説明に関しましても丁寧に御説明を行い、もし途中で質問等があればその場で受けるなり、また後日受けるような形で、しっかりと議論していただくよう進めてまいりたいと思っております。

また、条例における救済機関というところですが、こちらは相談状況という形になりますので、令和4年度、差別解消に係る相談件数は、当事者から39件、あと事業者から1件ということで、合計40件の御相談を受けております。推移からいくと、恐らくコロナの影響かとは思いますが、令和元年度から件数的には減少傾向にあると。それ以前は年間100件以上ございましたけども、令和4年度では40件といった形になっております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 7月24日に諮問をして8月下旬には答申をもらうということなんですけど、やっぱりしっかり審議していただかないといけないと思うんで、十分に意見をしっかり踏まえた答申がもらえるようにぜひ配慮していただきたいと思います。これは要望です。

もう一つは、コロナもあるかもしれないけど、件数が減ったとおっしゃっていますが、これは言い換えれば、例えば、この条例の趣旨がある意味徹底して、そういう事例が減っていると考えてもいいわけですかね。そんな捉え方もできるんでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 この件数の減少につきましては、実は全国的に減少傾向にあるというところが大体見えておまして、本市でも、この減った要因というところですけども、なかなか分析しづらいというところがございます。ただ、事案として、やはりある程度浸透されてきているのかなといったところはありますけども、ただ、今回、それこそ事業者に対する義務化等もございますので、そういったところも踏まえて周知を図って、さらにこうした件数が本当はゼロになっていくのが望ましい形だと思いますけども、そうした形になるように取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） ちょっと私も勉強不足ですが、どういう相談の事例があるかという、何かまとめたものというのは発表されているんですかね。私が検索できていないだけかもわかりませんので、もしあるんだったら教えていただきたいと思いますが。

○委員長（村上直樹君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 相談の案件に関しましては、市で個別には取りまとめて公表はしておりませんが、内閣府のホームページ、こちらで事例という形で公表されております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 本市における相談の事例というのは何かまとめたものを出していただくことはできますか。

○委員長（村上直樹君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 今回の改正において、自治体においてこうした事例の公表を行うようにということで、努力義務が課せられております。本市におきましても、協議会の中で、こうした事例に関しての公表方法をどうするか、要は個人情報が含まれる関係もございますので、そうしたところを踏まえて、どうした形で公表していくかというところを今研究しているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 個人情報に配慮しながら、解消に向けて取組を進めていくためには、どう

いうところに今そういう差別の事象というものが現れているのかということ、ある程度知らせていく必要があると思うので、差し支えない範囲でぜひまた教えていただきたいということを要望しておきます。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。井上委員。

○委員（井上しんご君） お伺いします。

先ほど議論がありましたけども、障害者団体との協議の部分で、2団体ですね、障北連と聴覚障害者協会とかあります。ほかにも多分障害者団体って、聴覚の分とかいろいろあると思うんですけども、パブコメが10月ということで、障害者団体との協議というのは非常にいいことだと思います。ですので、どうせ聞かれるなら、障害によっても障害の中身って全然違うから、この障害福祉団体連絡協議会にある程度入っていればあれでしょうけども、そうじゃないところもあるかもしれませんし、結構幾つか市内にもあったような印象なんですけども、その辺、この2団体以外との協議について予定があれば教えてください。

○委員長（村上直樹君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 今回協議の対象となっております障害福祉団体連絡協議会、こちらになりますけども、実は市内の40団体が加入した団体となっておりますので、そうした中に視覚障害の方や聴覚障害、精神の方、様々含まれております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） それと、先ほど荒川委員が言われていた関連ですけども、今回、事業者の対応が努力義務から義務という形で、結構大きな変化だと思います。通常、車を運転するときに、後席のシートベルトも努力義務から義務になったとき、罰則とかあるから、一気にこっち側の対応も変わってくると思うんですけども、今回その事業者の義務化をされることによって、そうした対応をしないところについては名前の公表とか、そういうペナルティー的なものがあるのか。先ほど、そういった相談事例が減ってきているということと、事業者としても現状でも結構対応してもらっているんじゃないかというお話がありまして、市としてはつかんでいないけど国ではつかんでいるんじゃないかということで、自分もこの条例が入ってくるときに説明を受けた際に、事例として車椅子で入店したいけどバリアフリーになっていないと、ちょっと運ばないといけないというときに、いやちょっともう面倒くさいんで、忙しいんでできないということではいけませんよみたいな、そういった場合についてもちゃんと対応してくださいねという形で、そういう事例があったんですけども、今回義務化されることによってここは結構大きいのかなと、事業者側もかなり覚悟を持ってもらわないと、ということになると思うんですが、この点について見解を聞かせてください。

○委員長（村上直樹君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 主立った質問として2ついただきまして、1つは事業者に対するペナルティーがあるかといった点と、あと、この合理的配慮の義務化によって事業者に対して何か変

わることがあるかといったところの御質問を受けまして、それぞれお答えいたします。

まず、ペナルティーがあるかといったところになりますけども、罰則という意味でいえば、特段の罰則はございません。ただし、市独自で設けております制度がございまして、この紛争解決の手段において解決がなされない場合、市で設置しております差別解消の委員会に諮る形になっておりまして、その中で助言、あっせんを行うという流れになっております。それでもまだ事案が解決しない場合には、委員会が市長に対して勧告を行うよう求めることができるようになっておりますので、そうした形で勧告、公表ということになるかと思えます。

また、事業者の義務化による変化といったところになりますけども、義務化により、合理的配慮の内容自体が特段変わるものではございませんので、事業者の取組のところの意識の変化といったところになります。要は、障害のある人からの申入れがあった場合には、事業者は過度な負担にならない範囲でどのような対応ができるかといったところをこれまで以上に真摯に対応していただくといったところが求められますので、そういったところが必要になってくるといった点と、あと、今後もしそうした義務化において、要はそれを履行しない場合、そうした場合の最終的なところとして、民法上の効果というところが出てきますので、そういった場合には、あくまで法に従っていないといったことになりますので、民法上の不法行為に該当するといったところになってくるかと思えます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。そういうふうに委員会が開かれて勧告ができるということで、それにも従わないという場合は、先ほど課長が言われたように訴訟とかそういうことにもつながっていくのかなと感じました。

そういうことになるべくならないで、委員会勧告のない段階で、そういった形でうまく、障害がある人もない人も含めてこの町で生活しやすいような環境のためにもということで、ぜひ市のほうからでも積極的にこういった雰囲気づくりとかを含めてそういうふうにやっていこうみたいな、これは北九州のウェルカムシティじゃないですけども、そういった部分で広くこれを市のPRにも使って発信していただきたいなど、ソフトな形からですね。それでもどうしてもという場合は残るかもしれませんが、そうなる前の段階で気持ちよくお互いができるような形で進めてもらえたらと要望します。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 今後のスケジュールの中に恐らく入っていると思うんですが、結構変わる部分が多いので、対応する事業者とかではなくて、広く市民の皆さんに知っていただく必要があるのかなと思っておりまして、事業者とか行政とかという部分ではなく、市民の皆さんが、こういった形で差別をなくし、誰もが生きる北九州になっていくんだよという方向性が示されるようなことというのは何か検討されているのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（村上直樹君） 障害福祉企画課長。

○障害福祉企画課長 市民への周知ということになりますが、現在予定しているところでありますと、当然国と連携して、法の改正部分と条例の改正部分が重なる部分については同様の形で協力して周知を図ってまいります。それに加えて、12月に障害者週間がございますので、そういったところを捉えて、例えば市政だよりに載せるといったところや、あと、この際に障害福祉のほうでイベント等を開催しておりますので、そうしたところでの周知活動を通じて、市民の方にもこうした条例の内容を御理解いただいて、よりよい社会の実現に向けて推進してまいります。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 金子委員。

○委員（金子秀一君） どうぞよろしく願いいたします。要望とさせていただきます。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟